

行政常任委員会会議録

平成 29 年 8 月 9 日（水曜日）
午前 10 時 30 分開議
5 階 委員会室

◎日程

- 1 まちづくり企画室
 - (1) 「夕張鹿鳴館」の所有権移転について
 - (2) 市の観光施策に係る体制一元化について

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君
高 間 澄 子 君
本 田 靖 人 君
小 林 尚 文 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

【委員長挨拶】

（大山委員長）

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、皆様にお願いがございます。

携帯電話等をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードに設定し、ご利用はお控えください。

（大山委員長）

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは両理事、総務課長のほか、説明員として室長、課長が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。報告案件はまちづくり企画

室からの3件であります。

報告の前に、大島前理事の後任として東京都から8月1日付で着任されております富山理事から挨拶をいただき、その後まちづくり企画室から報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

(富山理事)

8月1日付で大島前理事の後任として理事に着任しました富山と申します。今後ともぜひよろしくお願いいたします。

(大山委員長)

富山理事には、今後ともよろしくお願いをいたします。

【まちづくり企画室】

1. 「夕張鹿鳴館」の所有権移転について
2. 市の観光施策に係る体制一元化について
3. 平成29年10月からの夕張市内交通体系について

(大山委員長)

それでは、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(商工観光担当課長)

皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

まず1点目の「夕張鹿鳴館」の所有権移転についてであります。

夕張鹿鳴館につきましては、平成25年11月28日、株式会社テクノから一般財団法人北海道・夕張倶楽部に名義を変更し運営を行ってきたところであります。しかし、冬期間について収益が上がらないということから、平成27年12月1日から平成28年3月31日まで休館をすることとし、4月から再開予定でありましたが、社内の諸事情により4月以降も開館のめどが立たず、一般財団法人北海道・夕張倶楽部はセット売却を検討、売却先を探していたところであります。

当初、市と一般財団法人北海道・夕張倶楽部の譲渡契約では、所有権移転の条件として夕張市以外の第三者に譲渡することは禁止するとしておりましたが、今後も所有権移転が考えられることから契約書の内容を一部見直し、譲渡物件を市以外の第三者に譲渡することは禁止する、ただし市が認めたと

きはその限りではないとしたところであり、市の同意のもと所有権移転が行われる場合は、1 ページにありますとおり、3 者による覚書を取り交わし、当該物件の保存・活用するに当たり条件を保守、厳守するとしたところであります。

これまでの間、数件の問い合わせ等があったものの売却先の決定には至っていない状況でありましたが、昨年度観光施設を購入した元大グループが当該施設に興味があるということで、一般財団法人北海道・夕張倶楽部と協議を進めてきたところ、今般売買について仮契約まで終了したので報告をいただいたところであります。

次に、(2) の覚書の締結についてであります。元大グループにつきましては、現在の所有者と同様の施設の利用を考えているとの確認をとれたので、市といたしましては所有権の移転について同意をすることとし、1 ページ別添資料 1 のとおり覚書を取り交わすこととしております。

また 8 月 11 日ないし 14 日には、本契約締結の予定であるとお聞きしておりますので、覚書につきましても同日取り交わすこととしております。

次に、建物の所有権移転にかかわって現在の土地の貸借契約、貸借契約書第 3 条では、貸借の期間について、夕張鹿鳴館の敷地にかかわる土地の貸付期間は、旧北炭鹿ノ谷倶楽部の建物に係る譲渡契約に基づき現在の所有者が建物を利活用している限り継続するものとなっていることから、建物の売買契約が締結されれば、現契約者であります一般財団法人北海道・夕張倶楽部との契約が終了することとなりますので、改めて次期所有者との契約が必要になるところであります。

つきましては、当該土地につきまして、自然や景観の配慮等一定の条件づけが可能であることから、今までと同様無償貸し付けすることとし、3 ページ、4 ページ、別添資料になりますけれども、のとおり契約を締結したいと考えておりますが、当該土地に地域森林計画民有林が含まれることから、この契約の第 13 条に、そこでは記載ないですけれども口頭でちょっとお話しさせていただきますが、1 項をつけ加えることといたします。

「乙は、貸付物件に含まれる地域森林計画民有林の管理について、森林法の規定を厳守しなければならない」を加えさせていただきます。

なお、このたびの土地の使用貸借につきましては、地方自治法第 96 条第 6 項の規定により、市議会の議決が必要になるところであり、元大グループの現地法人であります元大夕張鹿鳴館株式会社におかれましては、一日も早く夕張鹿鳴館を再開したいと言っておりますので、よろしくお願いいたします。

1 については、以上であります。

続きまして、2 の市の観光施策に係る体制一元化についてであります。

本年度 7 月 1 日から観光推進のために、株式会社 A N A 総研から地域おこし企業人として 1 名派遣をいただいているところでありますが、今後は観光促進支援の地域おこし協力隊員と地域おこし企業人が中心となって市の観光施策を進めていこうとするものであります。

そこで、4 ページ、別添資料 3 をごらんください。

観光推進に係る体制の一元化に向けた取り組みですが、まず市の方針として記載のとおりではありますけれども、夕張における観光は財政破綻の一因となったこともあり、市全体で観光施策を積極的に維持することが難しい状況となっていたが、この間地域や事業者における交流人口の拡大に資する取り組みも徐々に芽生えてきていた。ことしは、昨年 3 月に策定した夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略において、新たな人の流れ・交流人口の創出を図っていくことを明記しているほか、財政再生計画の抜本的な見直しにより、財政再建と地域再生の両立を図ることが可能となったことから、芽生えてきた民間の取り組みを市としてサポートしながら、体制を一元化し、引き続き交流人口の拡大に向けた取り組みも加速していくとしております。

次に課題であります、大きく 7 点記載をしております。

観光の窓口が統一されていない状況であり、それぞれが単独の活動となっている。その他 6 点書いてございますけれども、このようなさまざまな課題解決に向けて、次の、下になりますけれども、サポート体制というところになります、平成 29 年 8 月から市まちづくり企画室商工観光担当内に体制一元化に向けた機能として観光推進チームを併設し、下の図の右側にあります点線内のとおり、役割や機能を持たせて民間主体の組織づくりをサポートしていこうとするものであります。

次にスケジュール、右上になります、スケジュールでありますけれども、本年度につきましては各項目での協議、洗い出し、整理といったところが主になっております。平成 30 年度につきましては、作成、策定などとしており、平成 31 年度の実施や開始に向けての動きをこの 1 年間で行いたいと考えております。

その中で平成 31 年度の一番下になりますけれども、ちょっと字が大き目で太書きで書いてありますが、新組織体制構築ということになっております。ここが最大の目標となりますけれども、観光推進チームで民間の取り組みをサポートしながら、目指す姿、太矢印で書いてありますが、体制一元化後のイメージのとおりになるように取り組んでいこうとしております。

以上が、体制一元化に向けた取り組みということであり、

私のほうからは以上であります。

(まちづくり企画室室長)

私のほうからは、3番とさせていただきますが、平成29年10月からの夕張市内交通体系につきまして、昨日夕張市地域公共交通協議会のほうで合意された内容につきまして報告をさせていただきたいと思っております。

資料4としておりますものの1枚めくっていただければと思っております。

路線バスの代替となる交通についてとさせていただきますが、夕鉄バスより平成29年10月に予定されているダイヤ改正というものがございまして、新札幌駅～南部線の清水沢～南部間、清陵町から登川線の沼ノ沢～真谷地間、新夕張～登川間について、夕鉄バスより廃止の申し出があったところでございます。この廃止路線のうち、新札幌～南部線につきましては、行き先を南部から新夕張駅に変更しまして、10月1日から新札幌駅～新夕張駅線として運行することとしております。10月1日からはこのような運行形態になりますということで、これによりまして路線バスの運行がなくなる各地域と南北軸上の交通結節点を以下のような交通体系で結びまして、南北軸上への用務や市外への交通機関との乗り継ぎができるようにしたいと考えております。

南部地区につきましては、デマンド南部線の増便と、真谷地地区につきましてはデマンド真谷地線の新設、楓・登川、ことしの4月からバス路線を廃止しております十三里・滝ノ上、この二つのエリアにつきましてはタクシー乗車代金補助制度ということで、両地域と紅葉山地域を結ぶ路線のタクシー補助区間の新設ということを予定しております。

1枚おめくりください。

平成29年10月からの南部地域の交通についてとさせていただきますが、先ほど申し上げたとおり南部地域につきましては路線バスの廃止の代替措置といたしまして、今の4月から1本デマンド交通、本格導入しておりますが、その本数を増便するというので対応いたしたいということになっております。

スクールバスの運行につきまして、市内のスクールバスの運行につきまして、デマンドを運行するタクシー業者に担っていただいておりますので、デマンドは9時以降の運行としているところでございまして、デマンド交通の運転がない朝の時間帯につきましてはスクールバスへの、スクールバスを使う子供たちと一緒に乗車をするということで対応させていただくと。市町村運行有償運送化ということで一般混乗化することで対応することによってさせていただきますと思っております。

下のほうに、ダイヤを乗せておりますが、南部から南清水沢駅間につきましてはデマンド一日3本、南清水沢から南部間につきましてはデマンド4本

ということで運行予定としております。

運賃につきましては、一律乗車区間にかかわらず 200 円ということで予定しております。

1 枚おめくりいただきまして、平成 29 年 10 月からの真谷地地域の交通につきましてということで、真谷地地域につきましても南部と同様、デマンド交通の新設ということで対応する予定でございます。

真谷地地区につきましても、朝のデマンド交通の運行がない時間帯につきましてはスクールバスへの混乗ということで対応いたします。

真谷地地域のダイヤにつきましても、朝につきましてはデマンド交通、真谷地から南清水沢駅間 3 本、南清水沢駅から真谷地間 3 本ということで、こちら料金は 200 円ということで対応いたします。

1 枚おめくりください。

平成 29 年 10 月からの楓・登川地域の交通ということで、楓・登川地域のバス路線廃止に伴いまして、こちらにつきましてはタクシー乗車代金補助制度を導入することにしております。

こちらにつきましても、朝 9 時からのタクシー補助制度の利用ということにさせていただきますので、朝の時間帯はスクールバスへの一般混乗ということで対応いたします。

利用の対象でございますが、1 番としておりますが、楓・登川地域に居住する 65 歳以上または 65 歳未満の自動車運転免許を保有しない方が対象でございます。

2 番の利用負担額につきましては、デマンド交通より利用の自由度が高いこともございまして、デマンド交通を少し上回る 300 円ということで設定いたします。

3 番の利用区間・時間につきましては、楓・登川地域と紅葉山地域の紅葉橋の手前までということで区間を設定いたしまして、利用時間は 9 時から 5 時半でございます。

4 番の利用方法につきましては、利用希望者につきましてはあらかじめタクシー会社に利用者を登録いたしまして、利用時はタクシー会社に予約をすると、タクシー料金につきましては利用者が降車時に 300 円を支払うということで利用していただくということになります。

1 枚おめくりください。

平成 29 年 10 月からの十三里・滝ノ上地域の交通についてとしておりますが、こちらにつきましては平成 29 年 4 月からバス路線空白地域と既になっているところがございますが、こちらについてもタクシー乗車代金補助制度を導入すると。朝につきましては、こちらスクールバスへの混乗で対応する

ということになります。

利用対象等につきましては、先ほどの楓・登川地域と同様でございますので、御参照いただければと思います。

こちら 29 年 10 月からの市内の新たな交通でありますので、今後この実施までの間に丁寧に、広報等通じて周知をしまいたいというふうに考えております。

なお、昨日の協議会におきまして、JR 夕張線廃線後のバス代替のことについても少し言及させていただいております。廃線後の市内南北軸幹線につきましては現在の JR の 5 往復というのと社光循環線の 8 本の運行という現状を鑑みまして、市として市民生活に大きな変化をもたらすことがないよう路線バス南北軸 10 往復の確保を目指すということで発言させていただいておりますので、あわせて御報告させていただきます。

私からは以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

まずは夕張鹿鳴館についてなのですが、こちら市民の財産である市有地を貸与している物件となりますので、当然建物を譲渡の際にも新敷地所有者である市の承諾が必要であるということは当然であります。

今年に入ってからこの建物に関する報告というのは初めてかと思っておりますけれども、市のほうでこの移転の動きを聞いたのはいつごろになるのでしょうか。

(商工観光担当課長)

そんなに昔ではなく本当のつい最近というような形で、2 カ月程度前からということです。

(今川委員)

仮契約が成立したのはそれより前なのでしょうか、後なのでしょうか。

(商工観光担当課長)

その後になると思います。

(今川委員)

市のほうで、新所有者について適切な管理運営をしていただけているか、どのように評価しているのかお聞きいたします。

(商工観光担当課長)

元大グループさん、最終的にはこの新しく会社をつくるというような形に

なりまして、元大夕張鹿鳴館（株）という会社を立ち上げたわけでありませけれども、この会社につきましてお話を伺っていたところ、先ほども申し上げましたが、前の北海道・夕張倶楽部さんが使用していたものと同じような方法で利用をしていくという、いわゆる宿泊施設があそこ 3 部屋ありますけれども、その宿泊施設、それからそのほか、前にも行っていましたが、お客様に自由に見ていただくというようなことも考えているということでありました。

ということで、大きな変わりはないということから、今までと同様に使用していただくというのではないかというようなことで判断をしております。

あそこにつきましては、国の登録有形文化財の指定をされているところでありまして、大きな変更を加えるということはそうそうできる施設ではないということもありますので、そういうところも含めてお話をさせていただいております。

（大山委員長）

よろしいですか。

（今川委員）

前所有者のときと引き続き貸付料は無料とするという契約になるようだけれども、この貸付料の無料を継続する理由というのはどのようなものになるのでしょうか。

（商工観光担当課長）

前回はそうでしたけれども、あの施設につきましては相当な老朽化をしております。維持管理する上でかなりの経費がかかってくるものと思われま。前回、お貸ししたときもそれらのものを含めて検討した結果、無償というような形での結論ということでありまして、元大、今回もそのような形で無償で貸し付けるということにしたということです。

（大山委員長）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（本田委員）

交通体系のほうについてお聞きします。

資料 4 の中の後ろのほう、楓・登川地区と十三里・滝ノ上地域ですね、の交通についての中で、9 時から 17 時半の間はタクシーの補助制度で対応するということではありますが、利用対象者の中に 65 歳以上または 65 歳未満の自動車運転免許を保有しない住民ということで、運転免許証を保有してない方があらかじめタクシー会社に利用者登録をしていけば使えますということになるかと思うのですが、これ、運転免許証を保有していても自動車を保有

していない住民もいる可能性があると思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

(まちづくり企画室室長)

その点につきましては、利用登録を事前にいたしますので、その現状把握が必要かなと思いますので、その対応についてはその現状把握をしながら検討してまいりたいと思います。

(本田委員)

すると、自動車運転免許証を保有していたとしても自動車を保有していない方であれば、利用者登録をした上で利用可能にすることを検討するという回答でよろしいでしょうか。

(まちづくり企画室室長)

はい、そのとおりでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(千葉委員)

今の関連でするのですけれども、楓・登川と滝ノ上・十三里地域の交通なのですけれども、タクシー会社のタクシーで運行するというのですが、タクシー会社が2社ありまして、タクシー会社もスクールバス等の運行をしているのですけれども、これに朝等の対応が可能なのかなのか、その辺についてタクシー会社のほうから何か御意見等はあるのかなのかについて、お伺いしたいと思います。

(まちづくり企画室室長)

ご指摘のとおり、タクシー業者さんにつきましては、朝のスクールバス等担っていただいているところでもありますので、かなり運営状況厳しくなっているのではないかとということで、それを踏まえましてスクールバスの運行が終わります9時以降について、タクシー補助につきましても対象とするということにしております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(千葉委員)

9時以降ですけれども、一般市民の方が、この地域以外の方がこれより前にタクシーの利用をするとなると、もっと厳しいような状況もあるのですけれども、それらを踏まえて今タクシー会社の状況についてちょっとわかれば教えていただきたいのですけれども。

〔発言する者あり〕

(まちづくり企画室室長)

昨日協議会において、タクシー業者 2 社さんも入った中で、協議会開催いたしまして、その点につきましては、特に業者さんのほうから厳しい意見というのは出なかったところですので、対応は可能かなというふうに考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかに。

(熊谷委員)

今の同じところなのですけれども、他の地域ではそのタクシーの乗り合わせとかもやっているのですよね。それでこれまでの経緯を伺ってますと、ドライバーの人数にかなり制限があるということもこれまで出てきていたと思うのですけれども、似たような時間帯に同じように乗りたいという希望があったときに、そういう乗り合わせというのも考えているのかどうか、その辺はどうですか。

(まちづくり企画室室長)

現時点の予約システムにおいては、乗り合わせは検討しておりませんが、実際に運行してみてニーズなりがあればそういったことも出てくるかもしれないかなとは思っておりますが、今ではまだ検討しておりません。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(今川委員)

観光推進に係る体制一元化について質問いたします。

こちら、資料 3 のサポート体制の部分なのですけれども、この推進チームと観光協会だとか体育協会、プロモーション協議会などが連携し合うような形になるかと思うのですけれども、この観光推進チーム自体は恐らくこの商工観光担当職員と地域おこし企業人、地域おこし協力隊がチームのメンバーなのかなと思うのですけれども、このメンバーと市内の各団体の連携の方法というのはどのようになるのかなと思うのです。例えば数カ月に 1 回担当者が集まって委員会を 〇にするだとか、そういうような形で連携するのか、それともただ連絡をとり合うだけなのかというこのサポート体制の具体的な方法について、どのように考えているかをお聞きいたします。

(商工観光担当課長)

今の御質問にお答えしますけれども、今現在各団体、いろいろな団体があ

る中でちょっとばらばら感がありまして、まとまっていない状況というのがあります。

先ほどもまず申し上げましたけれども、その組織体制、これをまずつくってこうというところで、今どういう団体があるのかというところからまず手がけていかなければならないというところでもあります。

このチーム自体はまちづくり企画室の商工観光担当の職員、それから先ほど今川議員も申し上げましたが、申しておりましたが企業人、それから協力隊というところでチームをつくり、その他の団体の方々とどうのような連携をしていくか、サポートをしていくかというのは実際のところはこれからの作業になります。ただ、情報の共有というのがまず大きな目標にはなると思いますので、そののところにんしては委員会になるか、協議会になるのか、そののところが今後各団体とお話をしていく中で詰めていきたいと考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかに。

(熊谷委員)

交通体系と観光と両方にかかわることで質問したいのですが、夕張に観光でいらした方が例えば何日間か滞在していて、その中で市内観光とかシューパロダムに行ってみたいとか、そういったときにそういうふうに使えない足がないと、交通手段がないという、そういうことをよくお聞きするというふうに関連の方からお聞きしたのですが、そういったことについては今後何か検討していくようなことになっているのでしょうか。

(大山委員長)

答弁調整のため休憩いたします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 02 分 再開

(大山委員長)

それでは、会議を再開いたします。

(まちづくり企画室室長)

御質問につきましては、今の地域公共交通協議会の中で観光について言及されたということなのですが、先ほど課長の古村のほうから説明申し上げたとおり、今後の観光推進体制一元化の中で市がサポート体制構築しまして、市内の交通事業者もあわせて協議していくという予定にしております。

ので、その中で議論が出てくるものと思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(今川委員)

先ほどついでに聞けばよかったのですが、観光推進に係る体制一元化について続きなのですけれども、この体制一元化が成立した後、市内の旅行会社と業務がバッティングしないかというのが少し危惧される場所なのですけれども、そこら辺のすみ分けについてはどのようになることを想定されているのでしょうか。

(商工観光担当課長)

市内の旅行者さんというところなのですけれども、今回の体制の一元化、いわゆる民間主体の組織というところなのですけれども、ここで何か、何というのでしょうか、旅行に対しての何かをつくるとかというものではないです。各団体が協力して何か、例えばイベントですとか、そういうようなことがあった、あることに対して皆さんが協力してそれで、例えば手の足りないところ、得意なところ、そういうところをフォローして皆さんで協力していきましょうという、その民間主体の組織という考えなので、この団体が例えばそういう旅行のパッケージをつくるとか、そういうようなイメージではないです。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(高間委員)

観光推進の体制一元化に向けた取り組みということで、サポート体制の中で例えば夕張では商工会議所というところもございますよね。そういうところをどういうふうに取りつけていくのか、その必要性もあるのではないかなと思うのですけれども、これはどんなふうを考えてましたか。

(総務課長)

サポート体制の中には商工業という部分もメンバーに入ってますよね。それで答えになると思います。

(大山委員長)

この商工業ということで会議所も含まれるということなのですけれども。

(高間委員)

ではそういうふうにつまえていいのですね。商工会議所もそこに、この中に入っていきというふうにつまえていいのですね。

(商工観光担当課長)

私の説明不足だったのかもしれませんが、サポート体制のところの左下に図がありまして、真ん中に推進チームと書いてあり、周りにいろいろな団体が入っていますけれども、このここに書かれている関係が全てだと今は思っておりません。このほかにもいろいろな団体だとか、そういうところあると思いますので、かかわる部分についてはこれからこの組織の中に皆さんが入っていただく中で協力をしていければと思っています。

(大山委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

こういうふうに書かれるとこれが全てかなというふうに受け取るので、やっぱりその辺もちょっとまた忘れないでというか、よく検討していただけたらと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(君島委員)

今回の報告事項にはないのですが、関連事項としてだめですか。

失礼しました。では取り下げます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(厚谷議長)

どうもお疲れさまでございます。

観光推進に係る体制一元化の関係で、29年度から作業が具体的にスタートするという事なのでございますが、ひとつこの左下にある関係諸団体を中心にして、最初というのはこれ一堂に会してスタートするのか、それとも個別に対応というところがまず第一歩になるのか、そのあたりのスケジュールはどのように準備されてますでしょうか。

(商工観光担当課長)

最終的には大きな一つの塊、団体、組織というのをつくっていかうと思っていますけれども、今現在全てが全て私どもで把握できているというものではありませんので、まずは個別に当たっていきましてそれなりのある程度のところになったところで、また集まって、皆さんに集まっていただき、そうとなったらまた新しい、例えば団体ですとかというものを発掘しながら広がっていかければならないと思います。

(厚谷議長)

はい、わかりました。

それからもう 1 点でございますけれども、今回示された市の方針それから課題というのは、やはりこの 10 年見てきて私も全く同感するところなのです。ですから、今回このような取り組みが新たにスタートするということは非常に喜ばしいことだなというふうに思っているわけなのですが、それでその中で 29 年度さまざまな検討協議が行われていくという状況の中で、いわゆる観光推進ということであれば、夕張にお越しいただいた皆様に対してというものもあれば、例えばプロモーション協議会が中心に行っている都庁の物産展がございますね。いわゆる市外に出て発信、あるいは物販等々をしていくということ、ここも今後必要になってくるのではないかなというふうに思うので、現段階でそういうメニューも予定されていけばいいのですが、もしなければそれもぜひ盛り込んで検討を進めていただきたいなと思うのですが、そのあたりの御見解はいかがでしょうか。

(商工観光担当課長)

今議長申し上げた部分ですけれども、観光客の方々、そのほかに市を通して例えば東京都庁との連携、他の自治体との連携の部分で、いろいろなことがあります。その部分も皆さんと情報共有をしながら、皆さんと協力をし合っているものにしていければいいなと考えておりますので、そのところは漏れなくやっつけようと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

以上で本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名又は押印する。

夕張市議会 行政常任委員会

委員長 大山修二 ㊟